研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 6 年 6 月 1 6 日現在

機関番号: 25403

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2018~2023

課題番号: 18K01466

研究課題名(和文)1945年のアメリカによる対日原爆使用の決定におけるイギリスの同意の意義

研究課題名(英文)The Significance of the British Approval of the U. S. Decision to Use the Atomic Bomb over Japan, 1945

研究代表者

山田 康博 (YAMADA, Yasuhiro)

広島市立大学・平和研究所・教授

研究者番号:70243277

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文): 本研究課題は、1945年のアメリカによる対日原爆使用の決定にイギリスが関与した 意義を検討して、対日原爆使用をめぐる国際関係の歴史をさらに明らかにすることを目的とした。本研究課題の 実施期間中にイギリス国立公文書館で収集した一次資料を分析した結果、イギリス政府がアメリカによる原爆の 使用になぜ同意したのか、同意を表明したのはまだ原爆実験が行なわれる前だったがそのようなタイミングでそ うしたのはなぜだったのか、という問いに答えを与えられる資料の発見には至らなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義 1945年のアメリカによる対日原爆使用の決定にイギリスが関与した意義を明らかにするためには、なぜイギリス政府はアメリカによる原爆の使用に同意したのかという問いに対する答えをだすことが重要である。けれどもス政府はそのような答えを得るには至らなかった。その問いが未解明のまま研究課題として残っていることをより明確にした点に、本研究成果の第一の学術的意義がある。そして第二の学術的意義は、原爆が与える放射線被害の予想がその使用の決定においてどのような意味をもったのか、という論点も探究されるべき課題として残っていることをおきない。 ていることを指摘できたことである。

This research project aimed to examine the reasons why the government of 研究成果の概要(英文): the United Kingdom approved the use of the atomic bomb over Japan by the United States in 1945. With this research goal in mind, this recipient conducted archival research at the U.K. National Archives, Kew, London, and worked on the collected archival documents. However, this researcher did not come accross any document that might bring a definitive answer to the question why the U.K. government gave an approval to the U.S. decision on the use of the atomic bomb in the way it did.

研究分野: 国際関係

キーワード: 原爆の開発と使用 イギリス チャーチル 原子爆弾 原爆投下

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

1945 年8月のアメリカによる対日原爆使用の目的や理由が何であったのかを問う先行研究は、なぜ、あるいは何を目的として、アメリカは原爆を日本に対して使用したのか。 原爆の使用は日本を降伏させるために必要だったのか、という2つの問いをめぐって展開し、これまでに3つの主要な学説(「正統学派」「修正主義学派」、「統合学派」)が提唱されてきた。しかるに、それらのどの学説においても、アメリカによる原爆使用の決定をアメリカによる排他的な決定として解釈する傾向が顕著だった。けれども公式的には、原爆の使用はアメリカとイギリスの2国の合意に基づいて実施されたものだった。両国とカナダの首脳が1943年8月に調印したケベック協定が、原爆の使用にはアメリカ・イギリス両国の合意を必要とすると定めていたからである。それにもかかわらず、イギリスによる原爆使用の承認がアメリカによる原爆使用の決定にもった意義について探求した先行研究は乏しく、数少ない先行研究の中にはその研究が依拠した史料の提示が不十分でしかも記載している資料情報に誤りがあるためにその研究内容の学術的な妥当性の検証に耐えないというものもあった

2.研究の目的

本研究課題「1945年のアメリカによる対日原爆使用の決定におけるイギリスの同意の意義」の目的は、上記のような学術的背景のもとで一次資料に基づいて、次のような学術的な問いに答えを与えることだった。すなわち、なぜイギリスがアメリカによる原爆の使用に承認を与えたのか、アメリカがまだ原爆の爆発実験を行なう前にイギリスが原爆使用に承認を与えたのはなぜだったのか。まだ答えがだされていないこれらの問いは、アメリカによる対日原爆使用を国際関係史の観点からとらえ直す意味をもつものであった。それに加えて、アメリカによる原爆使用決定の要因としてあった対ソ連要因がイギリスによる原爆使用の承認とどのような関係にあったのかを問う視点は、原爆使用におけるソ連要因の評価とかかわってこざるをえない。そのためにイギリスによる原爆使用の承認は、原爆使用をめぐる3つの学説の妥当性を検討する新たな手がかりを提供することにもなるだろう。そのような目的と意義をもつものとして本研究を進めることとした。

3.研究の方法

本研究は外交史の手法をとった。それはすなわち、主として一次資料としての文書資料の分析に基づいた歴史記述をする方法である。本研究において新たに資料を調査し収集する対象としたのは、イギリス国立公文書館が所蔵するイギリスの政策決定者たちにかかわる政策文書、覚書、会議議事録、会談記録、報告書、電報、手紙、日記などの一次資料である。同館において、本研究の初年度に予備的な資料調査を行ない、翌年度に1回目の本調査を実施した。調査対象としたのは、第二次世界大戦期のチャーチル政権による原爆の開発と使用への関与に関する文書であり、具体的には、同館が「CAB」や「PREM」という名前を付けて分類している一連の文書ファイルのうちの一部である。その結果収集できた一次資料の評価や分析に際しては、分析のレベルまたは単位を国家ではなく個人とした。本研究ではイギリスのウィンストン・チャーチル首相と原爆開発を担当したジョン・アンダソン大臣の2人を重要な分析対象とした。

残念なことに 2020 年以降は、新型コロナ・ウィルスの世界規模での感染拡大の影響により、 同館やアメリカのワシントンにあるアメリカ国立公文書館と連邦議会図書館での一次資料の調 査と収集ができなくなり、研究の継続や深化に大きな支障が生じた。

4.研究成果

本研究課題の実施期間中にイギリス国立公文書館で収集した資・史料を分析した結果、イギリス政府がアメリカによる原爆の使用になぜ同意したのか、同意を表明したのはまだ原爆実験が行なわれる前だったがそのようなタイミングでそうしたのはなぜだったのか、という問いに答えを与えられる資・史料の発見には至らなかった。

しかしながらその一方で、分析した資・史料の中にはアメリカによる対日原爆使用へのイギリスの関与に関する資料がいくつか存在することを確認できた。 ただしそれらの資料は、 なぜイギ

リスが原爆の使用を承認したのかという問いに直接つながっているものではなく、その問いへ の答えを導きだすものではなかった。

そのような資料の中で新たな研究へとつながる可能性をもつ重要な意味をもっていたのが、 原爆の爆発が人体にもたらすであろう放射線被害について記した、アンダソン大臣のファイル の中に含まれている 1945 年 6 月 7 日付の覚書である (Memorandum, June 7, 1945, International Treatment of the T.A. Project Folder, CAB 98/47, the U.K. National Archives, Kew, London)。この覚書は、イギリス首相に対して原子力・原爆政策について助言す る立場にあったアンダソン大臣が、原爆の使用が致死量の放射線の放出と発生する放射性降下 物によって人々に死をもたらす、と知っていたことを示唆している。しかし、そのような知見が イギリスによる原爆使用の承認に際して考慮されたのかどうかについては、この資料からは明 らかにならない。そうではあるものの、ショーン・マロイが 2012 年に論じた(Sean L. Malloy, "'A Very Pleasant Way to Die': Radiation Effects and the Decision to Use the Atomic Bomb against Japan," *Diplomatic History*, Vol. 36, No. 3 (June 2012), pp. 515-545)、原 爆の使用が人体に与えることになる放射線被害についての配慮はアメリカの原爆使用の決定に 関わった者たちにはほとんど見られなかった、という点について、この資料は新たな光を照らす ものである。はたしてアメリの政策決定者たちは、この覚書が述べていたのと同じように原爆の 爆発による人体への放射線被害について述べた文書を目にすることはなかったのだろうか。1945 年5月31日に開催され原爆が提起する問題について協議した「暫定委員会」で、物理学者のオ ッペンハイマーが原爆の爆発によって放出される中性子が半径1キロ以内に存在する生命体に とって危険になる、と述べたが、その日の委員会で委員たちの前に出されたであろう資料にはい ったいどのような記述があったのだろうか。その会合の議事録は存在しているが、会議用に準備 された資料がどのようなものであるのか、そもそもそのような資料が準備されたのかどうかは 明らかではない。このように本研究の結果、人体への放射線被害の予想が原爆使用の決定におい てどのような意味をもったのか、という論点がさらに探究されるべき課題として残っているこ とが鮮明となった。

このほかにアメリカによる対日原爆使用へのイギリスの関与に関する資料として次のようなものがあった(すべてイギリス国立公文書館所蔵資料)。

デンマークの理論物理学者であるニールス・ボーアに対してチャーチル首相がもっていた不信感と警戒心を解こうとする首相への助言者たちの努力を示した資料(Telegram, Anderson to Cherwell, September 29, 1944, Correspondence with the Prime Minister, Sir John Anderson and Sir Henry Dale Concerning Professor Bohr (4/-9/ '44) Folder, CAB 127/201)。

1945 年 2 月にイギリスのチャーチル首相がアメリカのローズヴェルト大統領とホプキンス大統領補佐官と行なった非公式会談について記したチャーチルによる覚書(Personal Minute, Churchill to Anderson, February 18, 1945, CAB 126/183)。この覚書は、あいまいにではあるが、その非公式会談ではその 5 か月前に両首脳が合意した「ハイドパーク覚書」の内容に言及があったことをうかがわせるものである。この資料が意味することを明らかにするためには、まだ調査・閲覧ができていない他の関連する資料とのつき合わせが必要だろう。ちなみに、ディヴィッド・ウールナーによる研究(David B. Woolner, *The Last 100 Days: FDR at War and at Peace* [New York: Basic Books, 2017])は、このチャーチルによる覚書が記録した非公式首脳会談における原爆についての協議に言及していない。

イギリスのアンダソン大臣からチャーチル首相宛の覚書(Memorandum, Anderson to Churchill, May 2, 1945, CAB 126/183)。この覚書の中でアンダソン大臣は、原爆の使用に関して、ケベック協定の第2項に照らしてアメリカ側の考えがチャーチル首相に伝えられなければならないし、英米合同政策委員会での協議に向けてイギリス代表に対してチャーチル首相が指示をしなければならない、と指摘している。この資料は、イギリス政府による原爆対日使用への関わりの一端を示すものであるが、この資料からはなぜイギリスが原爆の使用に同意したのかは明らかにならない。

〔学会発表〕 計0件		
〔図書〕 計2件		
1.著者名 日本平和学会(編)		4 . 発行年 2023年
2.出版社 丸善出版		5 . 総ページ数 778
3.書名平和学事典		
		77./= br
1.著者名 日本平和学会(編) 		4 . 発行年 2020年
2.出版社 法律文化社		5.総ページ数 192
3.書名 戦争と平和を考えるNHKドキコ	メンタリー	
〔産業財産権〕		
〔その他〕		
-		
6 . 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
7.科研費を使用して開催した国際研究集会		
〔国際研究集会〕 計0件		
8.本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況		
共同研究相手国	相手方研究機関	

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件